

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 議案第 9 号

名古屋市美術館条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市美術館条例の改正により、観覧料の額が改定されたことに伴い、市内の高齢者が定期観覧券により常設展の会場へ入場する場合の減免額の端数処理について、規定を整理します。

2 施行期日

令和 8 年10月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 8 年 7 月17日提出 総務部総務課)



名古屋市美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 5 号中「（100 円未満の端数は、切り上げる。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。